

県立淡路島公園・あわじ石の寝屋緑地あり方検討会 設置要綱

(設置)

第1条 「県立都市公園のあり方検討会」の提言を受けた県立都市公園の整備・管理運営基本方針」に基づき、県立淡路島公園及びあわじ石の寝屋緑地の自然環境保全及び活性化について検討を実施するため、県立淡路島公園・あわじ石の寝屋緑地あり方検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 淡路島公園及びあわじ石の寝屋緑地における自然環境保全のあり方検討に関すること。
- (2) 淡路島公園及びあわじ石の寝屋緑地における活性化のあり方検討に関すること。
- (3) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、別表1、2に掲げる委員及びオブザーバーをもって組織する。

- 2 検討会に会長を置く。
- 3 会長は委員の互選によって定める。
- 4 会長は検討会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(専門委員)

第4条 検討会に、専門の事項を調査又は協議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験等を有する者その他会長が必要と認める者を、会長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査又は協議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 検討会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 検討会は、委員の過半数の出席（オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方式をいう。）を利用した会議への出席を含む。以下同じ。）がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 有識者分野を除く委員が、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、会長の承認を得て、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。この場合において、代理人はあらかじめ会長に委任状を提出しなければならない。
- 6 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 7 会議は公開とする。

(議事録)

第6条 検討会は、次に掲げる事項を掲載した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員、代理人及び専門委員の氏名
- (3) 発言した委員、代理人及び専門委員の氏名
- (4) 議事の内容と要旨

2 議事録は次に掲げる事項を除いて公開とする。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項
- (2) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

(謝金)

第7条 委員又は専門委員が、検討会の職務を行うために会議その他の検討会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 代理人が、第5条第5項の規定に基づき検討会の職務を行うために会議その他の検討会の職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員又は専門委員が、検討会の職務を行うために会議に出席し、又は旅行したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

2 代理人が、第5条第5項の規定に基づき検討会の職務を行うために会議に出席し、又は旅行したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

(事務局)

第9条 検討会の事務を処理するため、事務局をまちづくり部公園緑地課に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年5月9日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限りで、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらずまちづくり部公園緑地課長が招集する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年5月30日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

区分	氏 名	所 属 等
委員	高田 知紀	兵庫県立大学 准教授
	澤田 佳宏	兵庫県立大学大学院 准教授
	米山 正幸	一般社団法人淡路島観光協会淡路地区 会長
	山本 正彦	淡路島公園楽しもう会 会長
	小南 廣之	プレーパーク淡路島冒険の森 森番
	関 美恵子	特定非営利活動法人 淡路島ファミリーサポートセンターまあるく 代表理事
	坂田 隆二	株式会社ニジゲンノモリ運営本部 取締役副社長
	伊東 範尚	淡路市産業振興部商工観光課 課長

別表 2（第 3 条関係）

区分	機関名
オブザーバー	公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 淡路島公園・あわじ石の寝屋緑地管理事務所、株式会社夢舞台 ハイウェイオアシス管理事務所、兵庫県 淡路県民局 洲本土木事務所

謝 金 等 支 給 要 領

第 1 謝 金

県立淡路島公園・あわじ石の寝屋緑地あり方検討会の委員、代理人又は専門委員が、検討会の職務に従事したときは、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和35年4月1日付け条例第24号）に準拠し、1日につき会長に15,700円、委員及び専門委員に12,600円の謝金を支給する。

第 2 旅 費

県立淡路島公園・あわじ石の寝屋緑地あり方検討会の委員、代理人又は専門委員が、検討会の職務を行うために会議に出席し、または旅行したときは、「職員等の旅費に関する条例」（昭和35年10月4日付け条例第44号）の規定に基づく額を支給する。